

松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）  
交付要綱を次のように定める。

令和8年2月24日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）交付要綱

（趣旨）

第1条 市の交付する松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（県補助金上乗せ分）（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助の対象等）

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金 （県補助金上乗せ分）
補助金交付の目的	物価高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	令和8年2月10日より島根県が実施する、飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業による間接補助金（以下「県補助金」という。）の確定を受けた取組
補助対象経費	県補助金の補助対象経費のうち、松江市内の事業所で実施したものに係る経費。ただし、次の各号に掲げる県補助金の補助率の区分に応じ、当該各号に定める額を下限とする。 (1) 県補助金の補助率2分の1以内 40万円 (2) 県補助金の補助率3分の2以内 30万円
交付の率又は金額	次の各号に掲げる県補助金の補助率の区分に応じ、当該各号に定める

	<p>額とする。ただし、75万円を上限とする。</p> <p>(1) 県補助金の補助率2分の1以内 県補助金の確定額(松江市内の事業所で実施した部分に限る。)の2分の1の額(1,000円未満切捨て)</p> <p>(2) 県補助金の補助率3分の2以内 県補助金の確定額(松江市内の事業所で実施した部分に限る。)の4分の1の額(1,000円未満切捨て)</p>
補助事業者の範囲	<p>令和8年2月10日より島根県が実施する県補助金の交付の確定を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 補助対象経費について、県補助金以外の補助金等の交付を受けないもの</p> <p>(2) 市税の滞納がないもの</p>

(交付の申請等)

第3条 補助金の申請は、1の補助事業者につき、1回限りとする。

2 補助金の申請をする補助事業者は、松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金(県補助金上乘せ分)交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 令和8年2月10日より島根県が実施する、飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金確定通知書(令和7年度、令和8年度において県補助金の交付の確定を受けたもの)の写し
- (2) 令和8年2月10日より島根県が実施する、飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金実績報告書(令和7年度、令和8年度において県補助金の交付の確定を受けたもの)の写し
- (3) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- (4) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

3 前項に規定する申請書兼請求書の提出があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(現地調査)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、市職員による現地調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助事業者から第3条の規定により補助金申請があったときは、その内容を

精査し、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知する。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、補助対象経費に係る設備機器の稼働状況について、市長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第8条 規則第18条第2号に規定する機械及び主要な器具で市長が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（事業所の移転）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後2年未満で事業所を市外へ移転する場合は、補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。